

排水水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準

(昭和 50 年 3 月 10 日 県告示第 114 号)

(単位 : mg/L)

排水水の流量区分 ($\text{m}^3/\text{秒}$)	0.001 以下の場合		0.001 を超え、 0.1 以下の場合		0.1 を超える場合	
	第 1 地域	第 2 地域	第 1 地域	第 2 地域	第 1 地域	第 2 地域
悪臭物質の名称						
メチルメルカプタン	0.06	0.2	0.01	0.03	0.003	0.007
硫化水素	0.3	1	0.07	0.2	0.02	0.05
硫化メチル	2	6	0.3	1	0.07	0.3
二硫化メチル	2	6	0.4	1	0.09	0.3